

鶴岡市生産性向上土地基盤整備事業補助金交付要綱

平成31年4月1日
鶴岡市告示第211号

1 目的及び交付

市長は、農業生産基盤の整備開発を図るため、農業者の組織する団体、農業者及び市長が適当と認める者が行う土地改良事業に対し、鶴岡市補助金等に関する規則（平成17年鶴岡市規則第56号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 定義

この告示において「土地改良事業」とは、国又は県の補助事業の採択基準に満たない事業で、かつ、株式会社日本政策金融公庫の融資を受けずに行う次の事業をいう。

- (1) 区画整理事業
- (2) かんがい排水事業
- (3) 暗きょ排水事業
- (4) 農道整備事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認める事業

3 補助対象事業及び補助金の額

補助の対象となる事業及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

4 補助対象経費

補助の対象となる経費は、次のとおりとする。

- (1) 工事費
- (2) 資材購入費
- (3) 機械器具賃借料
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に認める経費

5 軽微な変更

規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、補助対象経費の合計額の10分の1以内の減額とする。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第3項関係）

事業類型	補助対象基準		補助金の額
	農地	事業費	
簡易整備型	中山間地域等直接支払制度の協定対象農地であり、受益面積が1ha未満の農地	受益面積 10アール 当たり5万 円以上で、 かつ、10 万円以上 200万円 以下	補助対象経 費の合計額 に10分の 5を乗じて 得た額以内 の額
	県営若しくは団体営による圃場整備事業の未実施地域に所在する農地であり、受益面積が1ha未満の農地		
営農事業連携型	本市と農業協同組合が定める園芸作物（重点品目）の作付け拡大を図る農地であり、園芸団地化支援事業の対象となる農地		
	在来作物の伝承を図る農地であり、在来作物次世代伝承事業における補助対象作物の作付けを行う農地		
	耕作地の交換等により集約した農地		
一般型	簡易整備型及び営農事業連携型に掲げる農地以外の農地	受益面積 10アール 当たり5万 円以上で、 かつ、30 万円以上 200万円 以下	補助対象経 費の合計額 に10分の 3を乗じて 得た額以内 の額